



ひる貝カレーが100年フードに認定！

地域おこし協力隊（余市観光協会支援員）として活動する粉木勝巳隊員が企画・開発に携わった「ひる貝カレー」が、100年後も継承していく地域特有の食文化「100年フード」として文化庁から認定されました。

かつて余市町ではカレーのお肉の代わりにひる貝が使われることも多く、長らく親しまれてきた「ひる貝カレー」でしたが、現在は漁獲量が減少し希少なメニューとなっていました。粉木隊員らは昨年10月から試作を重ね、今年2月にレトルトパックでの商品化に成功しました。

商品化にあたっては、次世代のスターシェフNo.1を決める「CHEF-1グランプリ」の初代王者に輝いた旭川市出身の下國伸シェフが監修。100年を超えて続く余市町民のソウルフードとして次世代に継承していくことを目指してPRを進めていきます。



問合せ 政策推進課 政策調整係 ☎21-2117



余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業の実施

近年、ヒグマやエゾシカ等の大型有害鳥獣による農業被害や、特定外来生物であるアライグマによる被害が急増しており、町としても被害防止対策に力を入れています。

これら農業被害を防止することを目的とした被害防止対策設備（電気柵・箱わな）購入に対する補助を実施しますので、希望者は交付申請書及び関係書類を添付し、期日までに以下のとおり提出してください。

補助対象要件【基本事項】

○以下の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有する者であって、町内において営農する経営体
- ・有害鳥獣被害防止対策設備の設置場所として、自らが常時管理できる自己所有地または土地所有者から同意を得た場所に設置できること
- ・電気柵の購入については、有害鳥獣による農業被害（侵入）防止を目的とするものであること
- ・箱わなの購入については、特定外来生物であるアライグマの捕獲を目的とするものであること

○補助対象設備

- ・電気柵（有害鳥獣侵入防止を目的とするもの。）
- ・箱わな（特定外来生物アライグマの捕獲を目的とするもの。）

※既に購入済のものや補修用部品等の購入は対象となりません

○補助率

補助率は、購入金額の2分の1以内とし（千円未満の端数は切り捨て）、電気柵については5万円、箱わなについては1万円を上限とします。また、申請は同一年度において、1経営体につき1回限りとします。

※消費税納税義務者は消費税額を除いた金額が対象となります。

※購入に際し、複数見積等により購入金額の低減に努めること。

※申込みが多数の場合は、予算の範囲内で按分するため、補助額が下がります。

○申請受付

提出期限：5月31日（金）（※期日厳守）

提出書類：①交付申請書 ②見積書の写し（2社以上） ③設置場所位置図（任意様式）

④納税対応状況申出書 ⑤交付決定前着手届（交付決定日より以前に事業着手する場合）

提出場所：農林水産課

○その他

- ・関係書類は農林水産課またはJAよいち（営農販売部）でお受け取りください。
- ・補助事業が完了したときは、実績報告書と領収書（写）等の提出が必要となります。
- ・詳細につきましては余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金交付要綱に定めます。

問合せ 農林水産課 農政振興係 ☎21-2123